

パートナーシップおかげ

No. 12

岡谷市男女共同参画推進市民の会

「男女共同参画」について一緒に考えてみませんか

岡谷市男女共同参画推進市民の会副会長 宮坂 安壽恵

岡谷市男女共同参画推進市民の会に参加して、私は「男女共同参画」という言葉から受ける印象は抽象的ですが、その活動は広範囲であることが分かりました。男女共同参画とは、地域(コミュニティ)づくり全てに関わる活動の基本であると思います。「男女共同参画」と「地域(コミュニティ)づくり」に共通するものは「参加」と「協働」ではないでしょうか。

また、男女共同参画は、意識の在り方であり、心の有りようではないかと思えます。そこには媒体となる物体がある訳ではありませんが、目には見えない「何か(意識の持ち方、有りよう)」があるのです。しかし、それは「大切にしなければならない何か」ではないでしょうか。その目には見えない何かは地域(コミュニティ)づくりにも男女共同参画にも共通しているものだと思います。

ところで、私たちの市民の会の現状(実態)は、構成会員の平均年齢が高齢化し、若い人の入会がない。行動力に欠けている。私自身も、友人に「市民の会に入らない？」とは言い出せない・・・等々、マイナスのイメージが先ず目につきます。だからこそ、何かしなければと思っています。

活動していく過程では様々な「評価」が出てくるでしょう。世古一穂先生の「協働とコーディネーター、ファシリテーター養成講座」の資料の中に、「本来評価とは、外部から格付けされるためではなく、自らより高い成果を実現するための指標」と書かれていたことを覚えています。これは、私自身、仕事(経済をもつ)をするとき常に心に留めていることです。仕事(経済をもつ)をするということは、他の人とではなく、自分自身との勝負だと思っています。

この会は市民団体としての活動(協働)をしています。協働であるとしても「責任」はあると思っています。私は年金世代ではないので、仕事(経済をもつ)と、他の人に働きかける(ボランティア)の両方を今後とも心掛けていきます。

第2回「パートナーシップ講座」開催される (2月26日)

開催日:2月26日 午後7時～8時30分

開催場所:イルプラザカルチャーセンター研修室

テーマ:防災・災害からの復興に女性の参画を

演題:平成18年7月豪雨災害を目のあたりに経験して

講師:花岡秋美さん(主婦・岡谷市湊在住)

この日は夕刻より冷たい風が吹き、春なお遠しと思わせる空模様。参加者の出足が心配されましたが、開始時刻の午後7時前までには25名の皆さまにお集まりいただきました。

講師の花岡秋美さんは、平成18年7月豪雨災害の際、自宅が大きく被災、避難生活を余儀なくされました。この被災・避難から復旧・復興する一部始終を目のあたりにされ「この経験を次の世代に伝えなくては」との思いから、生々しい被災記録(写真)を集められ、貴重な教訓・警告を添えて立派な「記録・報告書」を作られました。また、教訓や警告の一部は、ユニークな「防災グッズ」「防災・減災かるた(次世代へのメッセージ)」にまとめ上げられました。(写真:「防災・減災かるた」のほんの一部です)

花岡さんは講演の中で、緊迫した被災時の様子を、まるで昨日経験したかのように丁寧に話された後、その経験を感性豊かな女性の視点で警告や教訓にまとめ上げた「防災・減災かるた」に触れ、かるたに託した思い、願いなどについても語ってくれました。また、ユニークな「防災グッズ」を実際に身に着けたり、使ってみる実演もして下さいました。

講演後の懇談の中で、質問に答えて「当時、中学校の体育館に設けられた避難所は、もう少し女性(とくに子育て中の女性、若い年代の女性)のことに配慮したものであったなら・・・」と述懐されていました。女性ならではの貴重な指摘と理解することが出来ました。(三澤 勲 記)



特集

防災・災害からの復興に女性の参画を！

～「東日本大震災からの復興の基本方針」にみる「男女共同参画」～

東日本大震災を経験する遥か前から「女性の参画の必要性」は叫ばれていました

- ①1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、およびそれからの復旧・復興を経験する中で「被災時対策、復旧・復興対策に、女性のニーズ・視点が殆ど顧みられない・配慮されない」という実態が明らかになりました。阪神地区の心ある女性の皆さんから様々な問題提起がなされ、対症療法的な対策がとられてきました。
- ②阪神・淡路大震災から10年が経過した2005年1月、国連は日本政府からの強い招致要請を受け、「2005年国連防災世界会議」を神戸市で開催しました。この会議で「優先行動2005～2015宣言(兵庫行動枠組)」が採択され、「あらゆる災害リスク管理政策、計画、意思決定過程にジェンダー(社会的・文化的な役割における性差)に基づいた考え方を取り入れる必要がある」と明記されました。



男も女も協力し合ってよい仕事

2000年代に入り「男女共同参画の意識改革」が進みました

- ①2005年の防災世界会議の宣言を受けて、わが国は「防災基本計画」を改正(2005年)するとともに「男女共同参画基本計画(第2次)」を策定(2005年)しました。この中で「防災、復興対策は、男女双方の視点・ニーズの違いを把握して進める必要がある。これらの被災、復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制を確立する」と防災の現場での「男女共同参画」が明記されました。
- ②さらに、「男女共同参画基本計画(第3次)」(2010年策定)では、「防災における男女共同参画の推進」が強調され、「防災分野における女性の参画の拡大を地方公共団体に要請する」とされました。岡谷市の「男女共同参画おかやプランIV」もこの年2010年からスタートしました。



平成 18 年 7 月豪雨災害(川岸地区)

東日本大震災～災害からの復旧・復興を経験＝男女共同参画意識を高める契機となりました

- ①東日本大震災(2011年3月11日発災)から約4箇半月が経った7月29日、政府(東日本大震災復興対策本部)は「東日本大震災からの復興の基本方針」を公表しました。約3万8千字が連なるこの「復興の基本方針」には、次の7つの項目が比較的平易なことばで謳い上げられています。
 1. 基本的考え方
 2. 復興期間
 3. 実施する施策
 4. あらゆる力を合わせた復興支援
 5. 復興施策
 6. 原子力災害からの復興
 7. 復興支援の体制等
- ②「復興の基本方針」全体の約4分の3にあたる3万字は、「5. 復興施策に関する方針」にあてられています。防災・災害からの復興には「男女共同参画が不可欠である。男女双方の視点・ニーズを取り入れ、障害者・高齢者・女性の声が反映された施策を講じていく」と強調されています。

それでは、「東日本大震災からの復興の基本方針」で強調されている「男女共同参画＝被災時および災害からの復興には、対策・施策の立案段階から女性の参画が必要である」を詳しく見ていくことにしましょう。

①「1. 基本的考え方」で、はっきりと「女性の参画を促進する」と述べています

○基本的な考え方(全10項目)

- ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を推進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

②「5. 「復興施策」では「女性への配慮の必要性」を述べ、「女性の積極的な活躍」を促しています

- 1項「災害に強い地域づくり」
 - ①「高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり」
 - ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。
- 1項「災害に強い地域づくり」
 - ⑤「市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手」
 - ii) (前略) 復興支援員やまちづくりの各種専門職を確保し、被災地に派遣したりデータベース化を進めていくが、その際は、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。
 - iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。
- 2項「地域における暮らしの再生」
 - ①「地域の支え合い」
 - i) 少子高齢化社会のモデルとして(中略)「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。(3頁に続く)

(2ページより続き)その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。

- iv) 被災地や避難先における不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し、適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。
- v) 子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼稚園・保育園一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。(中略) また、両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。

○2項「地域における暮らしの再生」②「雇用対策」

- ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、(中略)雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。
- iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

○3項「地域経済活動の再生」③「農業」

- iii) (前略) 次の3つの戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。イ) 高付加価値化戦略 ロ) 低コスト化戦略 ハ) 農業経営の多角化

戦略農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

○4項「大震災の教訓を踏まえた国づくり」④「社会的包摂の実現と『新しい公共』の推進」

- ii) (前略) 震災の様々な影響が、被災地はもちろん、全国的にも失業や病気などに脆弱な人々を直撃し、「社会的排除」状態に追い込むリスクを急速に高めている。こうした中で、声を出しにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災地の復興だけでなく、今後の日本社会の発展にもつながるものである。このため、こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチ(福祉活動)の手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的・予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。また、ワンストップ型(一回/一箇所ですべての用事が足りる)の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組む。

③「7.「復興支援の体制等」では、明確に「男女共同参画を推進する体制を設ける」と述べています

○1項「復興対策本部・現地対策本部の役割

- iii) 「東日本大震災復興対策本部」および「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。

ひとくちメモ

ご存知でしたか「国際女性デー」

3月8日は「国際女性デー」。イタリアで仕事をしていた頃、3月8日はちょっと華やいだ雰囲気にも包まれたのを思い出しました。男性の同僚が、オフィスの女性陣に日頃の感謝を込めて黄色いヒモザの花をプレゼントしていたのです。

この女性の記念日は、1908年3月8日、米国ニューヨークで女性労働者が参政権を求めてデモをしたのを発端に社会主義運動から「女性の政治的自由と平等」のために戦う記念日を設けようという考えが欧米で生まれたのだそうです。1917年の「国際女性デー」に、ロシアで女性たちが起こしたデモは、男性や兵士を巻き込



んで大規模な蜂起にまで発展し、帝政ロシアを倒すに至ったほどでした。これが当時のロシア暦(ユリウス暦)でいう「2月革命」であったのです。

日本では、1923(大正12)年3月8日、社会主義フェミニスト団体が初の集会を開催しました。

国連は、1975年を「国際婦人年」と定め、記念行事等が各国で開催されました。これを機に、以降の3月8日を「国際女性デー」とすることになりました。

現在は、「女性に対する差別撤廃と、社会開発への完全で平等な参加」に向けた環境整備に貢献するよう、加盟各国に呼びかける「女性連帯の日」となっています。(三澤 勲 記)

セミナー 「エンディングノート」を作ろう

「長野県男女共同参画をめざす会」では、題記セミナーを2回に渡って開催。市民の皆さんはじめ、市内外の方々50余名に参加していただきました。本セミナーには、男性の方やご夫妻での参加もあり、社会の変化の激しい時代、よりよく生き抜くために、人としての生き方や人生の終焉に向けての準備に、多くの皆さまが関心を寄せられていることが伺えました。

セミナーは、“あいとぴあ”のご支援をいただき、次のように行われました。

《第1回目》 1月23日(水)

講話「最後まで自分らしく生き抜くために」

講師 看取り文化研究所 二木はまこ所長

《第2回目》 2月13日(水)

講話「家族を取り巻く法や制度」

講師 司法書士事務所 小口洋子司法書士

2回共、グループワークの時間を設け、自分の思いを語り合ったり、疑問を出し合ったりしました。最近様々な「エンディングノート」が市販されていますが、このセミナーを通じてエンディングノートは自分自身が作り出すものであるとの認識を新たにすることが出来ました。

参加者からは、家族を取り巻く法や制度についての質問が多く出され、今回のセミナーは更に発展させる必要もあると感じました。



二木先生の講話から「最後まで自分らしく生き抜くことは次代に命を引き継ぐこと」と教えられ、看護師体験から語られた終末期医療や家族との関わりについて考えさせられました。自分自身の最期のケアや死後について家族や関係者に意思を伝えるための記録に留まらず、自分が生きてきた証(ライフストーリー)や家族に贈るメッセージを書いてみるにより、自分自身の残された時間を、どう生きるかを考えるエンディングノートでありたいと語られました。

また、小口先生のお話から社会や家族関係も複雑になってきている現在、民法や社会福祉等に関わる制度について十分理解しておく必要があることを実感しました。

エンディングノートは一度書いてよしとするのではなく、時を経たら状況に応じて差し替える方法もあると教えられ、今からでも徐々に整えられそうです。(小池 喜代 記)

視点・論点・主張・随想

社会も企業も女性がきちんと仕事出来る環境整備を



誰だってより充実した
キャリアを積み重ねたい……

2005年の出生率が過去最低を記録した「1.26ショック」を機に、政府は少子化が進んでいる現実に危機感を強め、ワーク・ライフバランス(仕事と家庭の両立支援)を推進してきました。従業員の子育て支援計画が企業に義務づけられて以来、企業での「両立支援への取り組み」は急速に進みました。

とくに大手企業では、法定以上の育児休業や短時間勤務を導入する企業が増え、今では2~3年の育児休業や、子が小学校3年生まで利用できる時短勤務制度を提供する企業も出てきています。企業が両立支援を充実させる大きな理由は、「女性従業員の出産にともなう離職率を低下させること」、それと「女性の能力をフルに引き出し企業に貢献してもらうこと」にあります。

このような企業の努力の結果、2005年に72.3%だった女性の育児休業取得率(厚労省調査)は、2011年には87.8%にまで高まり、従業員500人以上の企業では91.4%となり、出産で離職する女性を大幅に減らせることが出来ました。

ところが、いま企業にとって想定外のことが起き始めていると聞きます。優秀な女性社員が手厚い両立支援制度を活用し、長期間育児・時短勤務を続けるため、キャリアアップの妨げになってしまっている、これが女性のより高い位置づけにつながらない、女性管理職比率が依然として低い原因にもなっているというのです。

こうした現実に遭遇して、私たちはこれまで、「女性よ甘えるな、もっと自覚せよ」と、問題を「女性の側」に押し付けて思考停止に陥ってきました。多くの女性は、好き好んで長期の産休・育休をとっている訳ではないのです。出産後の子育ての負荷が重く女性だけに押し掛かっているからなのです。企業も社会も「女性がきちんと仕事出来る環境整備」に努める必要があります。

(三澤 勲 記)